

新しい魚市場の整備が始まります

東日本大震災で大きな被害を受けた魚市場施設の整備がいよいよ本格化します。
高度な衛生管理機能を有し、利用者や訪れる市民にとっても使いやすく親しみやすい魚市場になるよう、皆さんの意見を聞きながら設計に着手します。

新しい魚市場のイメージ図

新しい魚市場のポイント

- 1. 高度な衛生管理を実現**
水揚げされる魚介類を衛生的に取り扱うことにより、安全安心な供給を実現します。同時に運営コストの削減を図ります。
- 2. 利用者にも、訪れる人にも使いやすく親しみやすい魚市場**
全国有数の生マグロ水揚げを誇る魚市場として、魚市場関係者の使い勝手はもちろん、訪れる観光客や市民の方々が楽しめる魚市場を整備します。
- 3. 防災機能を持った魚市場**
津波や浸水などに対応するための構造・設備を備えるほか、利用者、観光客の避難場所としての防災機能を整備します。
- 4. 省エネなど環境に配慮**
再・省資源化の推進を図るため、太陽光発電設備などの自然エネルギーの活用を推進します。
- 5. 情報化を取り入れた魚市場**
魚市場の情報化・効率化・セキュリティ強化を進め、より鮮度、品質の高い魚介類の提供を実現します。

新しい魚市場の整備の概要

整備延べ面積

- 約21,000平方メートル
- 高度衛生管理型荷さばき所A棟 約18,500平方メートル
- 高度衛生管理型荷さばき所B棟 約2,500平方メートル
- 荷さばき所補完施設

整備場所と面積は未定

工事期間

平成25年1月から設計に着手します。

宮城県の岸壁復旧工事にあわせて新しい市場を整備し、平成27年の完成を目指します。

問 水産振興課

☎ 36412222

最盛期の塩釜市場と

同じにぎわいを

(株)塩釜魚市場 専務取締役

津田 武彦さん



以前から市場の建て直しについては計画がありました。ここに至って建設計画が具体化し、今は建設にむけて話し合いを進めています。
新しい市場は、厳しい衛生基準を満たした清潔で安全なものになります。周辺には加工場や冷凍施設などの機能も充実しますので、取り扱う魚種も増やし、最盛期の市場と同じにぎわいを目指していきます。
市民の方にとっても、市場に来ることが楽しくなるような施設になればと思います。

楽しい魚市場になるといいな

月見ヶ丘小学校6年

青木ひなたさん



11月に行われた「塩竈こどもゆめ議会」で、市場について質問しました。もともと、観光客などが行きやすい市場になるといいと思ったからです。

新しい市場をつくるなら、楽しい雰囲気、みんなが行きやすくなるような市場になるといいと思います。魚料理が食べられるレストランや、マグロの解体ショー、魚の食べ方を教えてくれる試食販売などがあると楽しいと思います。

長い間住みなれた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように

藤倉地区のまちづくり計画をすすめています

津波で大きな被害を受けた藤倉地区では、土地区画整理事業と合わせて道路拡幅整備と下水道整備事業を一体的に行い、安心して暮らせる環境づくりを行います。狭あい道路を解消することで避難路を確保し、雨水管の整備とポンプ場の増強により排水機能を強化して道路や宅地を冠水から守り、地域の防災力を高めます。

現在、都市計画決定に向けて手続きを進めています。



藤倉雨水ポンプ場（新浜町）



藤倉二丁目地区の都市計画案の縦覧を行います

都市計画案に意見のある方は縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

■とき 1月16日(水)～30日(水) 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)

■ところ 復興推進課 (塩竈市本庁舎東側プレハブ)

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 復興推進課 ☎364-1111 (内線345)

被災者支援情報

金融庁と財務局からの大切なお知らせ

東日本大震災の影響によって、住宅ローンなどのお借入金の弁済にお悩みの方は、「債務整理のガイドライン」(被災ローン減免制度)を利用することにより、住宅ローンなどの免除を受けることができます。
(注) 債務の免除には、一定の要件を満たす必要があります。

債務整理のガイドラインは、①個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。②国の補助により、弁護士費用はかかりません。
(注) 運営委員会に登録された弁護士の費用に限ります。

③手元に残せる現預金の上限が、50万円を目安に拡張されています。義捐金などは、右記500万円とは別に手元に残すことができます。

(注) 被災状況、生活状況などの個別事情により減額が得られます。

詳しくは、「個人版私的整理ガイドライン」運営委員会、またはお取引金融機関までお問い合わせください。

問 個人版私的整理ガイドライン

運営委員会

コールセンター

☎0120-1380-1883

宮城支部

☎2121-3025

(平日9:00～17:00)

東日本大震災による固定資産税・都市計画税の軽減措置について

東日本大震災で被災し、被災証明書の判定が半壊以上の方で、新たに固定資産を取得された場合に以下の軽減措置を受けられることがあります。詳細や手続きなどについてはお問い合わせください。

・被災代替住宅用地の特例

被災した住宅用地の所有者などが、平成33年3月31日までの間にそれと代わる土地を取得した場合、更地であっても取得した翌年から3年間は住宅があるものとして土地の固定資産税などが軽減されます。

・被災代替家屋の特例

被災した家屋の所有者などが、平成33年3月31日までの間に代替の家屋を取得した場合、その家屋に係る税額のうち被災した家屋の床面積相当分について取得した翌年から6年間税額が軽減されます。

問 税務課固定資産税係

☎(内)219・220

